

「官民連携まちなか再生推進事業」について

国土交通省 都市局
まちづくり推進課



官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。

【令和2年度創設】

未来ビジョン策定とビジョン実現のための自立・自走型システムの構築への支援

エリアプラットフォーム活動支援事業

②未来ビジョン等の策定



官民の多様な人材が共有するビジョン

③シティプロモーション・情報発信



国内外の多様な人材を惹きつける
未来ビジョン等のPR・情報発信

①エリアプラットフォームの構築



まちなか再生に向けたビジョン実現のために
一体となって取り組む人材の集積

上記システムの構築に向けて
中間支援組織・専門人材を活用

⑤交流拠点等整備



人材の集積・ネットワークの構築

④社会実験・データ活用



公共空間等を活用した官民の人材が
発掘・集積されるコンテンツの創出

普及啓発事業



先進的なまちづくりノウハウの
水平展開

＜補助対象事業＞

- エリアプラットフォーム活動支援事業
 - ①エリアプラットフォームの構築※1
 - ②未来ビジョン等の策定※1
 - ③シティプロモーション・情報発信※2
 - ④社会実験・データ活用※2
 - ⑤交流拠点等整備
- 普及啓発事業

＜補助対象事業者＞

- エリアプラットフォーム活動支援事業
エリアプラットフォーム※3
- 普及啓発事業
都市再生推進法人、民間事業者等

＜補助率＞

・定額、1／2、1／3等

※ 1：新規に取り組む「エリアプラットフォーム構築」と「未来ビジョン等策定」については、単年度あたり合計1,000万円を上限とする。（最大2年間　ただし、試行・実証実験を行なながら、新型コロナウィルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り、最大3年間に延長）

※2：1事業あたり1年間に限る。　※3：「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン等策定」における準備段階においてのみ、市区町村を補助対象とすることができます。

官民連携まちなか再生推進事業の補助対象事業

: 公募対象



項目	内容	対象区域	補助対象事業者			補助率	
			フォーラムエリア	推進都市再生法人	事業民間等		
①プラットフォームの構築	未来ビジョンの作成を行うエリアプラットフォームの形成・運営に要する費用	全国	○ ※1 ※2	-	-	新規:定額 ※3	
②未来ビジョン等の策定	未来ビジョンやアクションプログラムの策定に要する費用 (データ収集・分析、専門人材活用、勉強会・意識啓発活動等)	全国	○	-	-	新規:定額 改定:1/2 ※3	
③シティプロモーション・情報発信	まちづくりの担い手や就業者、来訪者など国内外の多様な人材を惹きつけるために行うシティプロモーション及び情報発信に要する費用(web作成、セミナー開催、専門人材活用等)	全国	○	-	-	1/2 ※4	
④社会実験・データ活用	都市の魅力や国際競争力を強化するための事業実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等に要する費用(公共空間等の活用促進や外国人就業者・来訪者の受け入れ体制の構築等に要する費用)	全国	○	-	-	1/2 ※4	
⑤交流拠点等整備	地域交流創造施設	コワーキング・交流施設(地域住民や就業者等が交流することで新しい働き方や暮らし方に資する取組を促進する施設)の整備に要する費用	・滞在快適性等向上区域 ・低未利用土地権利設定等促進計画に定める土地 ・立地誘導促進施設協定の目的となる土地の区域 ・低未利用土地利用促進協定の目的となる土地の区域	○	-	-	1/3
	国際交流創造施設	国際交流創造施設(国内外の多様な人材が交流することでビジネス創出を図る機能を有した施設)の整備に要する費用	・特定都市再生緊急整備地域 ・都市再生緊急整備地域(中枢中核都市に限る)	○	-	-	1/3
	国際競争力強化施設 【H28年度～R3年度までの措置】	国際競争強化施設(都市再生特別措置法に基づき、民間事業者が申請し、国交大臣の認定を受けた民間都市再生事業において整備される施設)の整備に要する費用	特定都市再生緊急整備地域	○	-	-	0.23 × 1/3
普及啓発事業	まちづくり課題に対し、様々なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップの開催、継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営に係る経費	全国	-	○	○	定額	

※1：エリアプラットフォーム形成の準備段階においてのみ、市区町村を補助対象とする。※2：法定協議会は、エリアプラットフォームの要件を満たすもののみ対象とする。

※3：新規に取り組む「プラットフォーム構築」と「未来ビジョン策定」については、単年度あたり合計1,000万円を上限とする。

(最大2年間　ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り、最大3年間に延長)

※4：1事業あたり1年間に限る。

- 新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、豊かで暮らしやすい「新たな日常」を実現に向けたまちづくりを促進すべく、エリアプラットフォーム構築・未来ビジョン等策定支援期間の延長、コワーキング・交流施設や文化・芸術施設整備の支援を拡充。

〈拡充事項〉

1. エリアプラットフォーム構築と取組試行を含めた未来ビジョン等の策定に向けた**支援期間の延長(最大3年間)**※¹

項目：エリアプラットフォームの構築及び未来ビジョン等の新規策定

対象区域：全国

補助率：定額

※1 試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限る

2. 新しい働き方・暮らし方の実現に資する**コワーキング・交流施設(地域交流創造施設)整備の追加**

項目：交流拠点等整備（地域交流創造施設整備）

対象区域：滞在快適性等向上区域、低未利用土地権利設定等促進計画に定める土地

立地誘導促進施設協定の目的となる土地の区域、低未利用土地利用促進協定の目的となる土地の区域

補助率：1／3

3. 先導的な感染症対策等※²を実施する**文化・芸術施設等の集客施設の追加**

項目：交流拠点等整備（国際競争力強化施設整備）

対象区域：特定都市再生緊急整備地域

補助率：0.23×1/3

※2 先導的かつ複数の感染症対策を実施するものであって、外国語による対応が可能かつグローバルなビジネス支援の取組にも活用可能なものの

エリアプラットフォーム活動支援事業について

実施フロー	実施主体	補助対象例
<p>エリアプラットフォームの構築 未来ビジョン等の策定</p> <p>未来ビジョン等に基づく シティプロモーション・情報発信 社会実験・データ活用 交流拠点等整備 の実施</p>	<p>地方公共団体</p> <p>↓</p> <p>エリアプラットフォーム</p> <p>↓</p>	<p>エリアプラットフォームの構築・未来ビジョン等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エリアプラットフォームの形成・運営に要する費用 ○未来ビジョン等の策定に要する費用（試行・実証実験、データ収集・分析、専門人材活用、勉強会等）  <p>ビジョンの策定</p> 
		<p>未来ビジョン等に基づく各種取組</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 33%;"> <p>シティプロモーション・情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の魅力をPRする国内外でのプレゼンテーションやイベント等を実施  ○地域の魅力をまとめたパンフレットやウェブサイト等の作成・発信  </div> <div style="width: 33%;"> <p>社会実験・データ活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新しい生活様式に沿った弾力的パブリック空間活用と効果検証を実施  ○公園内に日常的な憩いの場の形成と効果検証を実施  </div> <div style="width: 33%;"> <p>交流拠点等整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存施設のリノベーションによるコワーキング施設・交流施設の整備  ○民間都市開発事業において整備される国際競争力強化施設（国際会議場等）  </div> </div>

エリアプラットフォームについて

「居心地よく歩きたくなるまちなか」をはじめとする内外の人材や様々な投資を惹きつける魅力・国際競争力が高い都市を構築するためには、**官民の多様な人材が集結するプラットフォームにおいて、エリアの未来ビジョンを議論し、将来像を共有することが重要**であることから、官民の多様な人材が参画する**「エリアプラットフォーム」を補助対象事業者**とする。

エリアプラットフォームの要件

※下記の要件を満たす都市再生緊急整備協議会及び市町村都市再生協議会も補助対象とする。

	エリアプラットフォームに必要な者	対象者イメージ
構成者	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする、又は活動に関心を有する特定非営利法活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、会社、地域団体等のうち主要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生推進法人、まちづくり会社、都市開発事業者、市街地再開発組合、中心市街地整備機構 等 ・自治会、商工会議所、商店街振興組合、社会福祉法人、青年会議所、任意のまちづくり団体 等
参画や支援	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者の参画や支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織（多様な分野の専門人材で構成される行政と民間事業者をつなぐ専門性を有する組織等）に所属する者 ・専門人材（大学の有識者等） 等

	必要に応じてエリアプラットフォームに加えることができる者	対象者イメージ
	<ul style="list-style-type: none"> ・国・関係都道府県 ・公安委員会 ・公共交通事業者等 ・都市開発事業を施行する民間事業者 ・独立行政法人 ・民間都市機構 ・金融機関 ・建築物の所有者、管理者若しくは占有者 ・公共施設の整備若しくは管理を行う者 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省、バス事業者、鉄道事業者、UR、地元信用金庫、銀行 公共施設の指定管理者 等

未来ビジョンについて

- 内外の多様な人材や様々な投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力を備えた都市を構築するためには、官民の多様な人材が集うエリアプラットフォームにおいて**エリアの将来像等を共有**することが重要。
- 未来ビジョンの新規策定を要件として、「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン策定」の**単年度あたり合計1,000万円を上限**
(試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものは最大3年間、その他は最大2年間) とし、**定額で補助**する。

未来ビジョンに記載する事項

記載事項

○地域の特性の現況分析

都市の魅力や国際競争力を備えた都市を構築するため、現状のエリアの魅力（強み）や課題を抽出・分析。

○地域の特性を踏まえた目指す姿

内外の多様の人材に対し、魅力的でわかりやすいビジュアルにより、エリアの将来像を示す。

○目指す姿に向けた施策と役割分担

まちなかの将来像を実現するための方針や施策、実施体制（役割分担）を記載。

○目指す姿にむけたロードマップ

まちなかの将来像を実現するため、各段階ごとの取組の内容等を記載。

記載のイメージ

○ビジュアルで示すエリアの将来像



○将来像を実現する方針・施策や主体

将来像	方針	施策	実施主体
目 指 す 姿	① : ○○	① - 1 : ○○	都再法人
		① - 2 : ○○	○○市
	② : ○○	② - 1 : ○○	○○会社

○ロードマップ

■短期
(R○～R○年度)
・具体的取組内容
・定量目標
(ビジョンに基づく
施策の実施)

■中期
(R○～R○年度)
・具体的取組内容
・定量目標
(エリア内の民間
投資 ○件 等)

■長期
(R○～R○年度)
・具体的取組内容
・定量目標
(エリア内の地価の
改善 年度比○%)

【事例】愛知県 岡崎市 ~ 乙川リバーフロントQURUWA戦略地区 ~

公民が参画する「デザイン会議」の議論を踏まえ、乙川リバーフロントQURUWA戦略地区のビジョンである「QURUWA戦略」を策定。道路、公園、水辺等の豊富な公共空間を活用した7つの公民連携プロジェクトの実施により、QURUWA（まちの主要回遊動線）の回遊を実現し、暮らしの質とエリアの価値向上を目指す。

未来ビジョン「QURUWA戦略」

■ 対象エリア・公民連携プロジェクト

「QURUWA戦略」に基づき、エリアの各拠点とそれを結ぶ回遊動線へのハード事業（整備）を実施し、そこで公民連携によるソフト事業（活用）として7つのプロジェクト（QP）を推進



令和2年度の取組

■ 社会実験・データ活用

- QURUWA戦略QP⑦道路再構築事業として実施する道路空間等利活用の社会実験等

■ シティプロモーション・情報発信

- 道路空間等利活用の社会実験と連動して実施する地区内の回遊性の向上に資する情報発信等

エリアプラットフォーム

「乙川リバーフロント地区まちづくりデザイン会議」

■ 構成員と専門人材

【官】岡崎市QURUWA戦略関係課6課

【民】都市再生推進法人3社（NPO法人まち育てセンター・りた、（株）まちづくり岡崎、（株）三河家守舎）

【専門人材】



清水 義次 氏

建築・都市・地域再生プロデューサー／アフタヌーンソサエティ代表取締役／リノベリング代表



西村 浩 氏

建築家・クリエイティブディレクター／株式会社ワークヴィジョンズ代表取締役／オン・ザ・ルーフ株式会社代表取締役／株式会社リノベリングパートナー



泉英明 氏

都市プランナー／有限会社ハートビートプラン代表取締役／北浜水辺協議会理事



藤村 龍至 氏

建築家／東京藝術大学美術学部建築科准教授／RFA主宰



伊藤 孝紀 氏

建築家／名古屋工業大学建築・デザイン分野准教授／タイプ・エビー主宰



長谷川 浩己 氏

ランドスケープデザイナー／有限会社オンサイト計画設計事務所代表取締役／武蔵野美術大学教授

【事例】大阪府 大阪市～なんば駅周辺地区～

国際集客都市「大阪」のおもてなし玄関として、人を中心の空間へ再編することを目指し、平成29年3月に「なんば駅前広場空間検討会」においてビジョン「なんば駅周辺道路空間の再編に係る基本計画」を策定。計画策定以降の検討を踏まえた社会実験を行い、ビジョンを具体化する。

エリアプラットフォーム

対象エリア



構成員と専門人材

〈なんば駅周辺における空間再編推進事業プラットフォーム〉

【官】大阪市、大阪府

【民】大阪商工会議所、京都大学、町会関係者、商店街関係者、南海電気鉄道（株）、商店街連合会

〈専門人材〉



(有)ハートビートプラン
泉 英明氏

- ・日本都市計画学会 石川賞（2015）
- ・日本都市計画学会関西支部「2016年度関西まちづくり賞」
- ・地域協議会による地域価値を高める北浜テラスの運営・設置

令和2年度の取組（R2.6月末時点）

民間と大阪市の公民協働による広場化を想定した社会実験

利活用の事業性の検証（案）

- ・居心地の良い空間に必要な施設等に関する道路占用上の課題
- ・ソーシャルディスタンスを確保した上でスペースの配置計画
- ・広場化後の運営費用を賄う事業メニュー 等



民間

居心地の良い適度な距離感の検証



交通安全性の検証（案）

- ・車両規制を行った際ににおける周辺道路・商業施設への影響度検証
- ・車両規制の時間内・外別の警備や人と車の接触防止等の安全管理対策の検証



大阪市



令和2年度のスケジュール

広場化を想定した社会実験

- ・利活用の事業性や交通安全性の検証 等

社会実験の検証結果に基づく未来ビジョンの具体化

【事例】広島県 広島市～紙屋町・八丁堀地区～

広島の顔である紙屋町・八丁堀地区を「ウォーカブルなひと中心の空間」へ転換し、多様なプレイヤーによるコミュニケーションとアクティビティを誘発する「ひとための都心空間」の形成に向けて、令和元年度に実施した公共空間社会実験による取組効果と機運醸成をエリア全体に広めるべく、民間企業、行政、大学、市民が共有する未来ビジョンを策定する。

これまでの官民連携によるまちづくり

対象エリア



2017年(平成29年) シンポジウムによるまちづくりの機運醸成

2018年(平成30年) 大学の認定プログラムとして勉強会を開催し、議論の具体化

2019年(令和元年) 実践勉強会を立ち上げ及びエリアの将来像検討開始
将来像実現に向けた取組として、当地区のメインストリートにおいて社会実験を実施

公共空間活用社会実験「カミハチキテル」

令和2年3月1日～4月27日に実施

実践勉強会から派生した「紙屋町八丁堀公共空間活用社会実験実行委員会」として、国内最大規模パークレットを設置した社会実験を実施。取組効果の把握に加え、ビジョン策定に向けたエリアの認知向上とエリアマネジメントの機運醸成につなげた。



エリアプラットフォーム

構成員と専門人材

<カミハチキテル-HEART OF HIROSHIMA->

【官】広島市、広島県

【民】広島市中央部商店街振興組合連合会、(特非)セトラひろしま、(株)広島銀行、広島電鉄(株)

NTT都市開発(株)等

【中間支援組織】(一社)地域価値共創センター 「紙屋町八丁堀エリアマネジメント実践勉強会」と一体的運営

<中間支援組織>



(一社)地域価値共創センター
センター長 田坂 逸朗 氏

- ・福山駅前等歩道空間活用社会実験「OPEN STREET FUKUYAMA」(2017)
- ・伊予市駅周辺公共空間活用社会実験「国鉄通りおさんぽプロジェクト」(2019)
- ・広島の地場大手コンサルタントである(株)荒谷建設コンサルタントから派生した、エリアマネジメントやブレイスマッピングなど新しい時代のまちづくりを専門領域とする中間支援団体(社内組織としてスタートし、2019年法人化)

<専門人材>



広島修道大学 国際コミュニティ学部
地域行政学科 准教授 木原 一郎 氏

- ・グッドデザイン賞 2プロジェクト【チーム受賞】(2010)
- ・第7回建築九州賞(作品賞) 奨励作品選出【共同受賞】(2013)
- ・もとまちカフェプロジェクト(基町プロジェクト一部)
指導・助言(2014)
- ・紙屋町八丁堀公共空間活用社会実験「カミハチキテル」
統括チーム(2019)

令和2年度のスケジュール

未来ビジョン案の検討

- ・未来ビジョン案の作成と共有
(市民フォーラム開催)、データ収集等

未来ビジョン案の作成
(令和3年度 社会実験を踏まえ策定予定)

未来ビジョンの検討方向性(イメージ)

公共空間活用社会実験により広く認識された
「ひと中心の空間」への転換をエリア全体に
展開するために、大街区建物内の貫通通路の
整備とパブリック空間の創出などにより、多
様な人材の出会い・交流を促進する方向性を
官民で共有



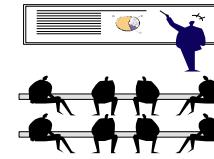
普及啓発事業

先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に水平展開する普及啓発事業

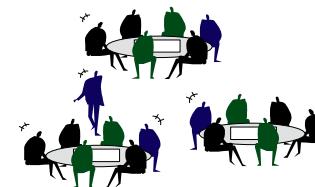
- i) 都市の課題解決をテーマとし、多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における課題解決に向けた継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営
- ii) i) と連携しつつ、優れたまちづくり活動の普及啓発

補助事業者：都市再生推進法人、民間事業者等

補 助 率：定額



＜オリエンテーション&座学＞
基礎的知識をチーム合同で習得



＜現地スタディ／ワークショップ＞
地元関係者を巻き込んだWS形式による現地スタディを集中的に行い、事業実現に向けた実践的なノウハウを習得

＜取組事例①＞

補助事業者：株式会社リノベリング

事業概要：

リノベーションまちづくりが進む地域を開催地として、官民連携でエリアの価値向上につなげた取組プロセス等の修得及びプレゼン演習を公務員及び民間プレイヤーを対象に行うことで、各地での新たな官民連携まちづくりに結びつけるとともに、官民のネットワーク形成を図る。



＜取組事例②＞

補助事業者：認定特定非営利活動法人都市計画家協会

事業概要：

地域住民等が主体となったまちづくりの推進に向けて、「地域主体のまちづくり」の重要性やノウハウに関する出前講座やワークショップ等を地域住民や公務員を対象に開催することで、まちづくりの機運を高めるとともに担い手の育成を図る。



官民連携まちなか再生推進事業（エリアプラットフォーム活動支援事業）

エリアプラットフォームの構築（官民の様々な人材が集積）



未来ビジョンの策定（エリアの将来像を明確にして共有）

「居心地が良く歩きたくなる」空間の整備

まちなかウォーカブル推進事業
ウォーカブル推進税制

周辺環境の整備
(環状街路、公共交通基盤)

滞在環境の向上

民間
空地

アイレベルの刷新

街路

③

広場

ウォーカブルな空間整備

街路・公園・広場等の既存ストックの修復・改変

官民連携による持続的なまちづくり活動



公共空間等を活用した社会実験・データ活用

公共空間の利活用

まちなか公共空間等
活用支援事業



デッキを活用した
賑わい創出

まちづくりを担う人材の育成

都市行政研修（国土交通大学校）

新たな都市空間創造スクール（国土交通省）

官民連携まちづくりに関する知識・手法を習得



官民連携まちづくりの機運醸成

官民連携まちなか再生推進事業
(普及啓発事業)

先進的なまちづくりノウハウ等の水平展開



※上記は、「官民連携まちなか再生推進事業」を中心に、ウォーカブル関連事業との関連性を示したイメージです。

ウォーカブル関連事業の活用にあたり、必ずしも上記イメージのとおりとするものではありません。

官民連携まちなか再生推進事業の流れ

手 順	エリアプラットフォーム活動支援事業 (エリアプラットフォーム構築・未来ビジョン策定)	普及啓発事業	根 拠
応 募	・事業実施主体は、地方公共団体を経由して地方整備局等へ応募様式を提出	・事業実施主体は、地方整備局等へ直接、応募様式を提出	-
選 定	・事務局にて審査及びオンラインによる個別ヒアリングを実施(2月1日～12日) ・外部有識者による委員会を開催・選定		-
内定通知 速やかに	・選定された事業実施主体に対して、国土交通省より内定通知を送付		制度要綱 第4条
交付申請 1～2ヶ月 程度	・内定通知を受けた事業実施主体は、地方公共団体を経由して地方整備局等へ交付申請書を提出	・内定通知を受けた事業実施主体は、地方整備局等へ直接、交付申請書を提出	交付要綱 第2条
交付決定 事業完了後 速やかに	・事業実施主体に対して、国土交通省より交付決定通知書を送付 ※ 交付決定日よりも前に事業着手している取組は、補助対象外となるのでご注意ください		交付要綱 第2条の2
実績報告	・事業実施主体は、事業が完了した際には、地方公共団体を経由して地方整備局等に実績報告書を提出	・事業実施主体は、事業が完了した際には、地方整備局等へ直接、実績報告書を提出	交付要綱 第2条の8
額の確定	・実績報告書に基づき補助金の額が決定した後、補助金を支払い		交付要綱 第3条の12

【注意】

交付決定後に、補助事業の内容又は対象経費の配分に変更が生じる場合、交付決定変更申請手続きが必要となるため、判明した時点で速やかに地方整備局等へご相談ください。